○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字近道七九九の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字近道七九九の八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平崎五二六八の一、五二六九、字松崎五二九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平崎五二六八の一・五二六九・字松崎五二九三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立字出羽二〇七七の一、二〇七七の三、二〇七七の四、二〇七七の七、二〇八二の七、二〇八五の五、二〇八六、二〇八七の一、二〇八七の三、二〇八七の四、二〇八八の一、二〇八九の一、二〇九〇、二〇九一の三、二〇九一の四、二〇九三の六、二一〇七の三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字平崎五一九〇の一、字立山五八八三の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第五十号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

平成27年度以降の5年間についての石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、民間備蓄は我が国の石油の消費量の70日分に相当する量とし、国家備蓄は産油国共同備蓄の2分の1と合わせて我が国の石油の輸入量の90日分程度に相当する量とし、石油ガスにあっては、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の50日分に相当する量とし、国家備蓄は平成27年度115万トン程度、平成28年度135万トン程度、平成29年度から平成31年度150万トン程度とする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっても、石油ガスにあっても同様とする。

○国土交通省告示第四百九十四号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項に基づき、モーターボート競走法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項の国土交通大臣が定める率を定める告示を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

モーターボート競走法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項の国土交通大臣が定める率を定める告示

モーターボート競走法第十五条第一項及び第三項並びに第十六条第一項の国土交通大臣が定める率は百分の八十とする。

附　則

1　この告示は公布の日から施行する。

2　モーターボート競走法第十条第一項及び第三項並びに第十条の二第一項の国土交通大臣が定める率を定める件（平成十九年国土交通省告示第四百四十一号）は、廃止する。

○国土交通省告示第四百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事